教私第2726号

令和元年１０月３０日

大阪府所轄各学校法人理事長　様

（小中高振興グループ所管の学校法人に限る。）

大阪府教育庁私学課長

私立学校法の改正等を踏まえた寄附行為の変更等について（依頼）

　学校教育法等の一部を改正する法律等の施行については、令和元年8月7日付け教私第2186号により通知したところですが、本改正を踏まえた寄附行為の変更等について、下記のとおり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

記

１　私立学校法令和元年改正について

（１）主な改正内容

　・役員の職務と責任の明確化（善管注意義務、法人・第三者への損害賠償責任、役員等への特別の利益供与禁止、特別の利害関係を有する理事の議決権排除等）

　・監事の職務の明確化と、理事に対する牽制機能の強化（理事の業務執行の状況の監査を職務として明確化、理事会・評議員会招集権の付与等）

　・評議員会機能の実質化（役員報酬基準への意見、特別の利害関係を有する評議員の議決権制限等）

　・情報公開の充実　等

**⇒本改正を踏まえ、各法人において、原則として、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、「役員に対する報酬等の支給の基準」の作成や、同日を施行日とする寄附行為の変更が必要です。**

**⇒令和2年4月1日を施行日とする寄附行為の変更認可申請の集中が予想されることから、申請から認可までの期間は概ね２カ月程度を予定していますので、可能な限り令和２年１月末日までに申請いただくようお願いします。また、同日までに申請できない場合は、遅くとも令和2年2月末日までに申請いただくようお願いします。**

（２）改正内容の詳細については、下記２参考資料（１）ア「文部科学省所轄法人向け説明会資料　改正私立学校法説明資料」等を参照してください。

（３）寄附行為の変更内容については、上記資料の他、下記２参考資料（２）「学校法人寄附行為作成例改正通知」（令和元年9月27日文部科学省通知）等を参照してください。

（４）役員に対する報酬等の支給の基準の作成例については、下記２参考資料（１）イ【別添6】を参照してください。

２　参考資料

私立学校法の改正等に係る資料については、大阪府ホームページ『各学校への通知及びお知らせ等について』（<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>）

よりダウンロードしていただき、各法人にてご参照ください。

（１）改正私立学校法に関する資料

ア　文部科学省所轄法人向け説明会資料

【資料1】改正私立学校法説明資料

【資料2】改正条文等

イ　整備法令施行通知（令和元年9月27日文部科学省通知）

同添付資料 【別添3】貸借対照表 様式参考例

【別添4-1】資金収支計算書 様式参考例

【別添4-2】活動区分資金収支計算書 様式参考例

【別添4-3】事業活動収支計算書 様式参考例

【別添5】事業報告書 参考例

【別添6】役員の報酬等の支給の基準 参考例

（２）寄附行為の変更に関する資料

　学校法人寄附行為作成例改正通知（令和元年9月27日文部科学省通知）

（３）その他参考資料

　　　大阪府教育庁私学課小中高振興グループ作成の資料を本通知に添付しますので、参考にしてください。

・【参考資料1】私立学校法改正に伴う寄附行為変更認可申請に係るQ＆A（大阪府教育庁私学課小中高振興グループ作成）

・【参考資料2】大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人が「学校法人寄附行為作成例」を参照する際の留意点について（大阪府教育庁私学課小中高振興グループ作成）

【問合せ先】

○大阪府所轄の学校法人のうち小中高振興グループ所管

の学校法人について

担当：大阪府教育庁私学課　小中高振興グループ

　　　浅野

電話番号：06－6941－0351（内線）4864

06－6210－9274（直通）

ファクシミリ番号：06－6210－9276

e-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp